

4. 介護サービス事業者等について

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定更新について
- (2) 通所型サービス A(単独型)事業所の指定について
- (3) 介護医療院への転換について



加賀市健康福祉部長寿課

令和2年2月27日

(1) 地域密着型サービス事業所の指定更新について

指定更新申請書の提出(1)

(受付期間R1.7～R2.2)

項目	内容				
サービス種類	地域密着型 介護老人 福祉施設	地域密着型 介護老人 福祉施設	地域密着型 通所介護	小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能型 居宅介護
事業所名	特別養護老人ホーム 山代温泉慈妙院	サンライフたきの里	老人デイサービス センターたきの里	小規模多機能ホーム なんごうえがお	小規模多機能ホーム きんめい
申請者	社会福祉法人 篤豊会	社会福祉法人 鶴寿会	社会福祉法人 鶴寿会	株式会社 加賀福祉 サービス	社会福祉法人 共友会
定員数	29名	20名	10名	25名	29名
指定更新日	令和元年 12月1日	令和2年 4月1日	令和2年 4月1日	令和2年 4月1日	令和2年 4月1日
事業内容の 主な変更点	なし	なし	なし	なし	なし

指定更新申請書の提出(2)

(受付期間R1.7～R2.2)

項目	内容				
申請者	社会福祉法人 篤豊会	社会福祉法人 篤豊会	社会福祉法人 朋友会	社会福祉法人 鶴寿会	社会福祉法人 篤豊会
事業所名	篤寿苑 グループホーム	加賀中央 グループホーム	グループホーム いろり	グループホーム しゃくなげ	しらさぎ苑 グループホーム
サービス種類	認知症対応型 共同生活介護	認知症対応型 共同生活介護	認知症対応型 共同生活介護	認知症対応型 共同生活介護	認知症対応型 共同生活介護
定員数	9名	9名	9名	9名	9名
指定更新日	令和2年 4月1日	令和2年 4月1日	令和2年 4月1日	令和2年 4月1日	令和2年 4月1日
事業内容の 主な変更点	なし	なし	なし	なし	なし

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業所の開設予定について

高齢者お達者プラン(加賀市第7期介護保険事業計画)における 介護予防の推進についての基本目標

第7期計画においては、「地域でつながる」ことも介護予防の推進における重要課題ととらえ、身近な場所での生活機能改善の活動の場づくりを積極的に取り組んでいきます。

(平成30年度～平成32年度 高齢者お達者プラン 61ページ)

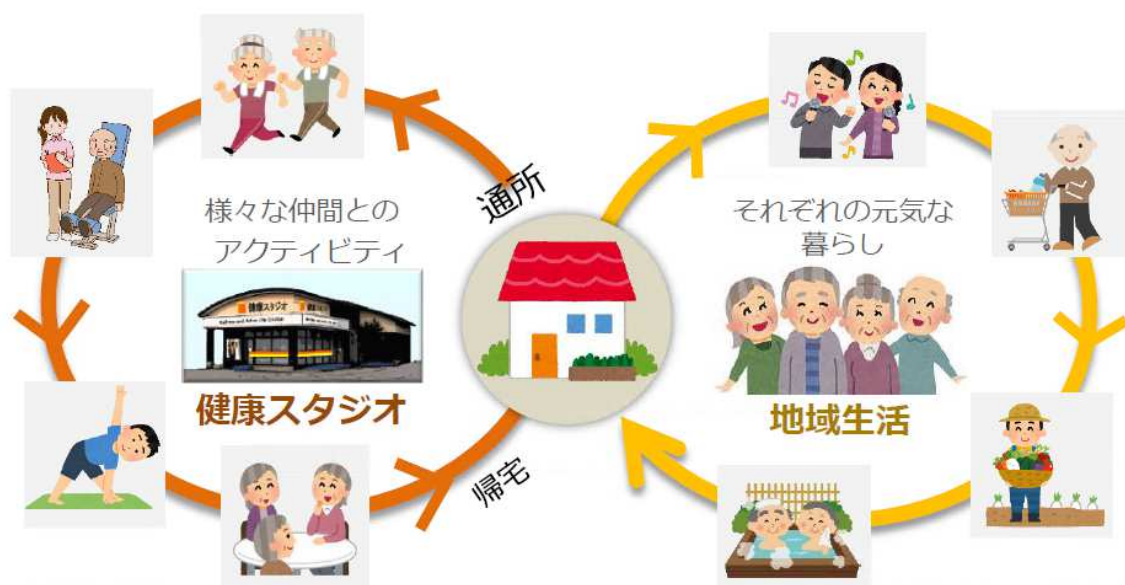
新規事業所の概要

項目	内容
サービス種類	通所型サービスA
事業所名	やわたメディカルセンター健康スタジオ 加賀温泉駅前
申請者	特定医療法人社団 勝木会
開設場所	加賀市作見町ル90番地
定員	30名
開設予定日	令和2年4月1日

やわたメディカルセンター健康スタジオ 加賀温泉駅前

基本プログラム

笑顔と希望のある人生のための 2つの輪 (和)



通所の「活動」をきっかけにして、「地域参加」に繋いでいきます

～ 健康スタジオは、仲間とともに “健康を創る場” です ～

※ 食事や入浴のサービスはありません。

(3) 介護医療院の開設予定について

介護医療院の概要

(定義) (介護保険法第8条第29項)

介護医療院とは、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。

(基本方針)

第二条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生省令第5号))

○医療の必要な要介護高齢者の長期療養・生活施設

(参考1) 介護老人福祉施設の定義

老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が三十人以上であるものに限る。以下この項において同じ。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

(参考2) 介護老人保健施設の定義

要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において単に「要介護者」という。)に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたもの

療養病床等の概要

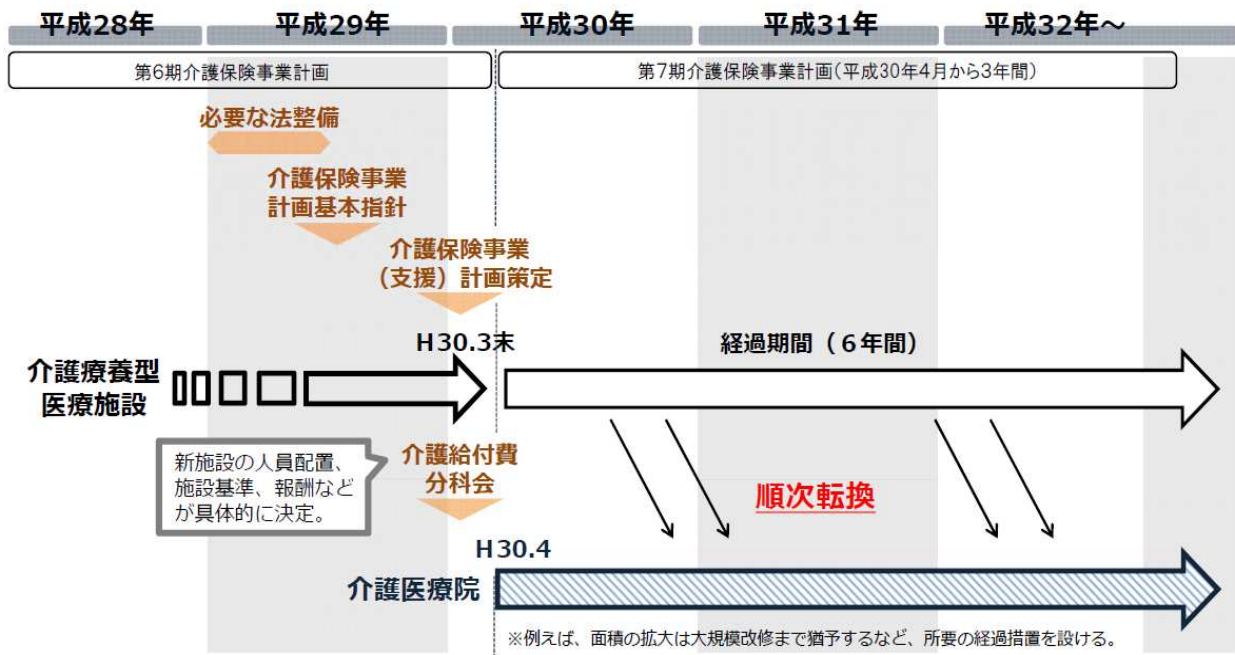
- 療養病床は、病院又は診療所の病床のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるもの。
- 医療保険の『医療療養病床(医療保険財源)』と、介護保険の『介護療養病床(介護保険財源)』がある。
- 要介護高齢者の長期療養・生活施設である新たな介護保険施設「介護医療院」を創設。(平成30年4月施行)

	医療療養病床		介護療養病床	介護医療院		介護老人保健施設	特別養護老人ホーム
	療養1・2 (20対1)	経過措置 (25対1)		I型	II型		
概要	病院・診療所の病床のうち、 <u>主として長期療養を必要とする患者を入院させるもの</u> ※療養1・2は医療区分2・3の患者がそれぞれ8割・5割以上		病院・診療所の病床のうち、 <u>長期療養を必要とする要介護者に対し、医学的管理の下における介護、必要な医療等</u> を提供するもの	要介護者の <u>長期療養・生活施設</u>		要介護者にリハビリ等を提供し、 <u>在宅復帰を目指す施設</u>	要介護者のための <u>生活施設</u>
病床数	約15.1 万床 ※1	約6.6 万床 ※1	<u>約5.5万床</u> ※2	—	—	約36.8万床 ※3 (うち介護療養型: 約0.9万床)	約56.7万床 ※3
設置根拠	医療法(医療提供施設)		医療法(病院・診療所) 介護保険法(介護療養型医療施設)	介護保険法(介護医療院)		介護保険法 (介護老人保健施設)	老人福祉法 (老人福祉施設)
施設基準	医師	48対1(3名以上)	48対1(3名以上)	48対1 (3名以上、宿直を行う医師を置かない場合は1名以上)	100対1	100対1 (1名以上)	健康管理及び療養上の指導のための必要な数
	看護職員	4対1 (35年度末まで、6対1で可) (予定)	6対1	6対1	6対1	3対1 (うち看護職員を2/7程度を標準)	3対1
	介護職員 ※4	4対1 (35年度末まで、6対1で可) (予定)	6対1～4対1 療養機能強化型は5対1～4対1	5対1～4対1	6対1～4対1		
面積	6.4㎡		6.4㎡	8.0㎡以上 ※5		8.0㎡ ※6	10.65㎡(原則個室)
設置期限	—		<u>平成35年度末</u>	<u>(平成30年4月施行)</u>		—	—

※1 施設基準届出(平成28年7月1日) ※2 病院報告(平成29年3月分概数) ※3 介護サービス施設・事業所調査(平成27年10月1日) ※4 医療療養病床にあっては看護補助者。
※5 大規模改修法で6.4㎡以上で可。 ※6 介護療養型は大規模改修法で6.4㎡以上で可。

介護医療院に関するスケジュールのイメージ

- 介護医療院の創設に向けて、設置根拠などにつき、法整備を行った。
- 平成29年度末で設置期限を迎えることとなっていた介護療養病床については、その経過措置期間を6年間延長することとした。



既存の介護老人保健施設の介護医療院への転換について

項目	内容
施設名	加賀温泉ケアセンター
法人	医療法人社団 慈豊会
開設場所	加賀市直下町ヲ90番地
定員	96名
開設予定日	令和2年4月1日

転換の内容

「介護老人保健施設(介護療養型からの転換)」から「介護医療院 II型」へ転換する。
あわせて、定員を105名から96名に変更する。

～令和元年7月31日			令和元年8月1日～			令和2年4月1日～		
久藤 総合 病院	一般病棟	15床	久藤 総合 病院	一般病棟	15床	久藤 総合 病院	一般病棟	15床
	地域包括ケア病棟	40床		地域包括ケア病棟	40床		地域包括ケア病棟	40床
	療養病棟	144床		療養病棟	144床		療養病棟	144床
加賀温泉 ケア センター	介護老人保健施設 (介護療養型からの 転換)	144床	加賀温泉 ケア センター	介護老人保健施設 (介護療養型からの 転換)	105床	加賀温泉 ケア センター	介護医療院	96床

Arrows indicate the transition of 29 beds from the nursing care facility to the nursing medical hospital in August 2019, and the conversion of 105 beds in April 2020.